

# 災害関係業務事務処理マニュアル

---

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

令和3年2月改訂

## 〈目次〉

1. はじめに.....	- 2 -
2. 環境省における災害関係業務のフロー.....	- 3 -
3. 環境省における災害復旧制度の概要.....	- 4 -
4. 災害等廃棄物処理事業とは.....	- 5 -
(参考)災害等廃棄物処理事業の概要①.....	- 7 -
(参考)災害等廃棄物処理事業の概要②.....	- 8 -
(参考)災害等廃棄物処理事業の業務フロー.....	- 9 -
5. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは.....	- 10 -
(参考)廃棄物処理施設災害復旧事業の概要.....	- 11 -
6. 災害発生時の対応について.....	- 12 -
別紙様式1 被災状況把握事務連絡.....	- 14 -
別紙様式2 災害等報告書作成依頼事務連絡.....	- 16 -
7. 災害廃棄物処理事業等の補助金申請について.....	- 19 -
(1)災害廃棄物処理事業フロー.....	- 19 -
(2)災害等廃棄物処理事業等の主な申請の手続きについて.....	- 20 -
(3)災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲.....	- 22 -
(別表)災害発生の実事確認.....	- 25 -
(4)災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表.....	- 27 -
(5)災害廃棄物処理事業実地調査の手順.....	- 30 -
(参考)災害等廃棄物処理事業に係る諸経費に関する算定の考え方.....	- 37 -
(様式及び記入例)実地調査報告書.....	- 39 -
(6)廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の補助対象の範囲.....	- 41 -
(参考)廃棄物処理施設災害復旧事業に係る諸経費に関する算定の考え方.....	- 46 -
(7)廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表.....	- 47 -
(8)廃棄物処理施設災害復旧事業実地調査の手順.....	- 48 -
(様式及び記入例)実地調査報告書.....	- 51 -
8. 災害に起因しない漂着ごみ処理事業.....	- 53 -
(1)災害に起因しない漂着ごみ処理事業フロー.....	- 53 -
(2)災害に起因しない漂着ごみ処理事業の災害査定等について.....	- 54 -
(3)災害等廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理)補助対象の考え方.....	- 55 -
(4)災害等廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理事業)の実施について.....	- 56 -
9. 災害等報告書の作成事例について.....	- 58 -
10. 災害等報告書事前提出チェックリスト.....	- 74 -
11. 災害等廃棄物処理事業費補助金交付申請書の作成方法について.....	- 75 -
12. 災害等廃棄物処理に関する関係通知等一覧.....	- 121 -
13. 災害関係事業に係る取扱いについて(質疑応答集).....	- 122 -

# 1. はじめに

我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、発生する災害により人命や莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。特に、近年は、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨における被害をはじめとして、大規模な地震、台風や集中豪雨等により、甚大な被害が各地で発生している。環境省においては、こうした災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金により財政的な支援を行っているところである。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害廃棄物の処理に要する費用については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）に基づき被災市町村に対する財政支援を行ったところである。

これらの補助金にかかる申請額の確定にあたっては、財務省財務局の立会<sup>りっかい</sup>のもと、被害状況の現地調査（いわゆる「災害査定」）を行い、被害額を両者の合意の下に確定する必要があるが、市町村等において実務を担当する担当者からは「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、市町村等において実務を担当する担当者向けに災害報告書等の作成方法や質疑応答を作成することとした。

また、環境省では、東日本大震災の経験を踏まえてこれらを上回る規模の自然災害に備え、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めるため、平成 25 年度から「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会（平成 27 年に改称）」を開催し、大規模災害時における災害廃棄物処理について総合的な検討を行い、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成 26 年 3 月）と「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」（平成 27 年 2 月）を取りまとめた。

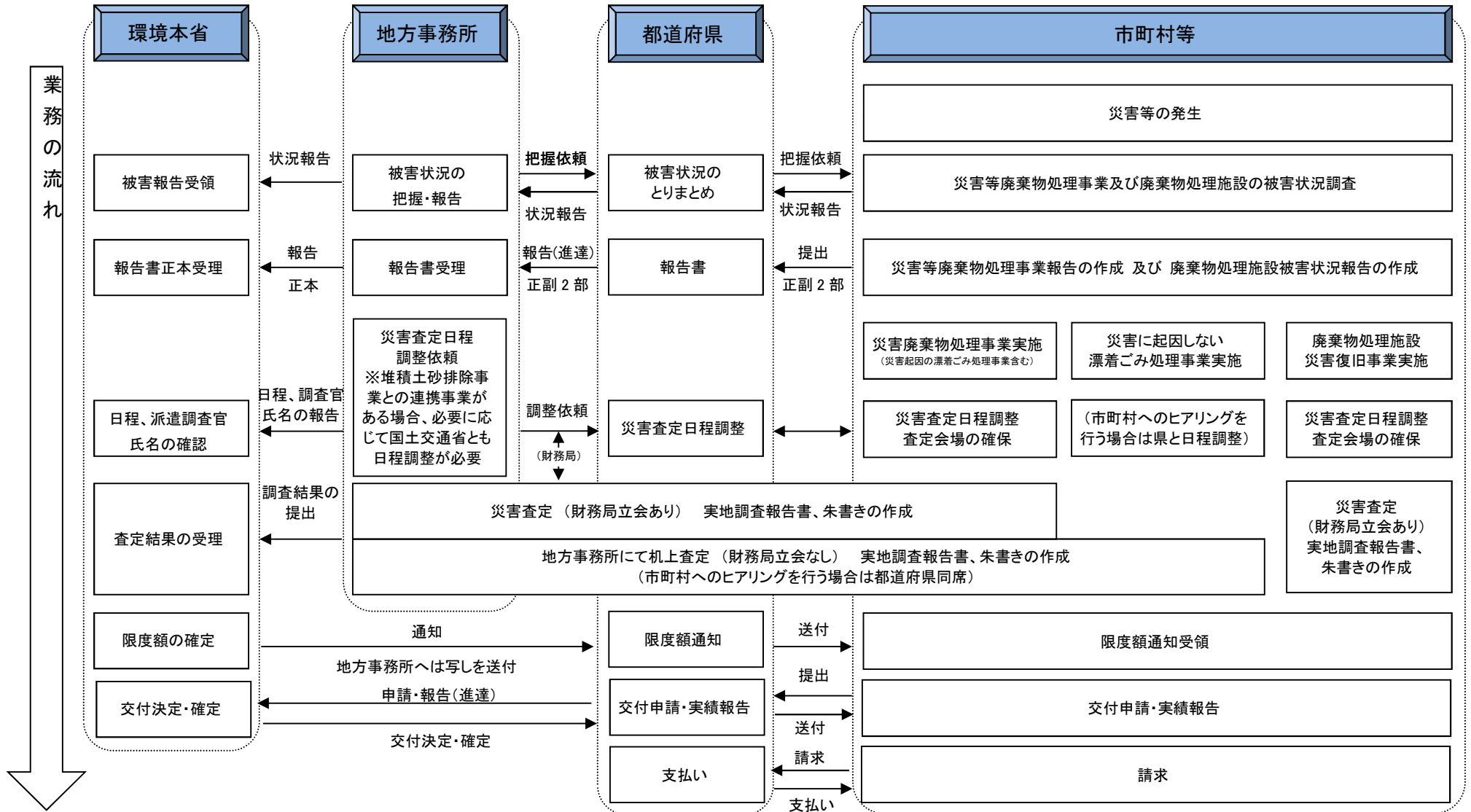
さらに、これまでの水害廃棄物対策指針や震災廃棄物対策指針を改定した「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定）と「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成 27 年 11 月）を策定するとともに、法制度の整備を実施し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 58 号）が平成 27 年 8 月 6 日に施行された。

本マニュアルの目的は、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請方法等を紹介するものであるが、今後、現地調査に臨む実務担当者の方々におかれてはこれらの資料も広く活用していただくことを望むものである。

令和 3 年 2 月

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

## 2. 環境省における災害関係業務のフロー



### 3. 環境省における災害復旧制度の概要

我が国は、その地理的位置、地形、地勢等から極めて自然現象による災害を受けやすく、毎年、台風、豪雨、地震等により全国各地に多くの災害が発生し、多数の尊い人命と多大の財産を失い、国民生活や社会経済に大きな影響を与えている。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によると、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいい、国は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することとされている。

こうした災害による災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は莫大なものとなり、市町村の財政能力を超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。

災害に対しては速やかな被災地の復旧・復興を図るべく、その年に発生したものはその年の予備費又は補正予算をもって予算を措置し、市町村に対し、財政的な支援を行っているところである。

なお、国土交通省などで所管する公共土木施設に関しては、明治 14 年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和 26 年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害復旧制度については、同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方については、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

#### 【用語の解説】

本資料で使用している用語の意義は下記のとおりである。

- ・実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付け蔵計第 2150 号）
- ・（処理）交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成 28 年 1 月 26 日付け環廃対発第 1601261 号環境事務次官通知の別紙）
- ・（復旧）交付要綱・・・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（平成 28 年 1 月 26 日付け環廃対発第 1601262 号環境事務次官通知の別紙）
- ・実施要領・・・「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金実施要領」の制定について（令和 2 年 7 月 31 日付け環循適発第 2007314 号環境再生・資源循環局長通知の別紙）
- ・取扱い・・・災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和 2 年 7 月 31 日付け環循適発第 2007313 号環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知の別紙）
- ・負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建発河第 114 号）

## 4. 災害等廃棄物処理事業とは

### 1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 2. 概要

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1 / 2

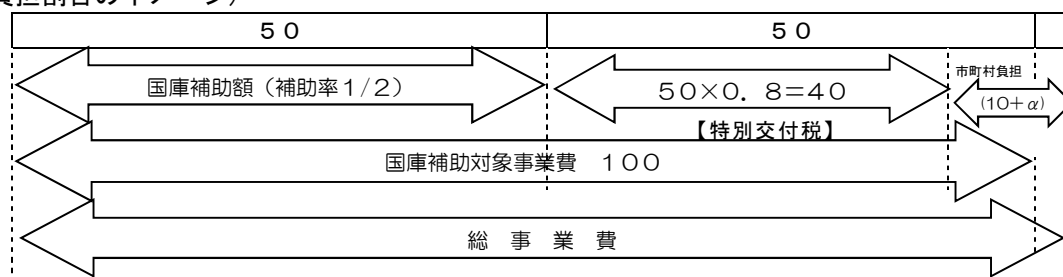
④補助根拠 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。  
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）  
第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額についておこなうものとする。

（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和 29 年法律第 72 号、廃棄物処理法の前身）第 18 条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）の制定に伴い第 22 条に趣旨が規定
- ・平成 19 年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

- ⑤その他 本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

(負担割合のイメージ)



**【激甚災害時】**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条に基づき、地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の57%）

**【特定非常災害時】**

地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の95%）

なお、起債措置（災害対策債）の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置

また、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、該当都道府県に災害廃棄物処理基金を設置

※災害廃棄物処理基金

○基金の対象市町村は、局地激甚災害指定基準（公共土木）を活用し以下の通り。

①標準税収入50億円以下の市町村：事業費推計 > 標準税収入の20%超

②標準税収入50億円超～100億円未満の市町村

：事業費推計 > 標準税収入 × 20% + (標準税収入 - 50億円) × 60%

③標準税収入100億円超の市町村

：事業費推計 > 標準税収入の50%超

○基金の額は、事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①

災害等廃棄物処理事業費補助金								
災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。								
	通常災害	激甚災害	特定非常災害		令和2年7月豪雨		令和元年房総半島台風及び東日本台風	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2		1/2	
災害廃棄物処理基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出	97.5%	事業費及び標準税収入により算出	97.5%	最大99.7%
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象		対象		対象	